

# 特定空家相当の対応状況について

資料No.1

(単位:件)

地域	件数	所有者	
		有	無
糸魚川地域	10	8	2
能生地域	7	7	
青海地域	1	1	
合計	18	16	2

(単位:件)

地域	所有者無	うち滅失※
糸魚川地域	2	1

(単位:件)

地域	所有者有	反応有		相続人調査中	無反応
		解体済	解体意向(補助)		
糸魚川地域	8	1	2(うち滅失※1)	1	4
能生地域	7		2		5
青海地域	1		1		0
合計	16	1	5	1	9

※滅失:屋根や周壁等の崩落により外気分断性が保てない家屋をいう。(課税台帳から抹消)

## 資料No.2で説明

	良好	不良度低	不良度高	特定空家相当	その他			合計
	現状で利用可能	修繕の上利用可能	大規模な修繕が必要	保安上の危険 衛生上の有害のおそれ	活用済	更地	瓦礫	
	0点	10~45点	50~95点	100~185点				
糸魚川地域	62	169	120	79	51	35	11	527
うち公道、民家隣接等			42 ※1	10 ※2				52
能生地域	15	61	53	83	12	25	4	253
うち公道、民家隣接等			26 ※1	7 ※2				33
青海地域	39	58	38	25	21	9		190
うち公道、民家隣接等			14 ※1	1 ※2				15
全 体	116	288	211	187	84	69	15	970
うち公道、民家隣接等			82 ※1	18 ※2				100
割合 (%)	12	29.7	21.7	19.3	8.7	7.1	1.5	100

※1、2 危険空家除却支援補助金対象

(周辺への影響調査は、環境生活課が実施(令和2年12月~令和3年5月))

※2 特定空家等の認定対象

(周辺への影響調査は、環境生活課が実施(令和2年12月~令和3年5月))

特定空き家等に認定後は、所有者に対して、助言・指導・勧告等が可能となる。